

## にかほ市工業振興条例

### (目的)

第1条 この条例は、市内における工場等の立地促進を図るため、必要な奨励措置等を講ずることにより、本市工業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 製造業を営むために物品の製造及び加工を行う施設の他、本市工業の振興に資すると認められる事業を営むため使用する施設をいう。
- (2) 新設 市内に工場等を有しない者が市内に新たに工場等を設置することをいう。
- (3) 増設 市内に工場等を有する者が生産能力の拡大を図るために実施する次のことをいう。
  - ア 既存の工場等を増築し、又は同一の用地内若しくは市内の他の用地に新たに工場等を設置すること。
  - イ 既存の工場等を廃止し、市内の他地域に工場等を移設すること。
  - ウ 工場等の設備を拡充すること。
- (4) 投下固定資産 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条の規定に基づく固定資産であって固定資産税の課税客体となるもののうち、事業の用に供する次のものをいう。
  - ア 工場、工場に付随した敷地にある倉庫及び事務所並びにそれに必要な土地。ただし、他から借り受け、又は貸し付けたものは含まない。
  - イ 償却資産
    - (ア) 構造物
    - (イ) 機械及び装置
    - (ウ) 船舶
    - (エ) 工具、器具及び備品
- (5) 常時雇用従業員 事業者が自己の事業に直接かかわる業務を行うため雇用する者であって、常勤で従業する期間を定めない正規雇用労働者であるものをいう。
- (6) 新規雇用正社員 事業者が操業日の前後6月以内に、雇用契約に基づき新たに雇用した正規雇用労働者(当該契約の日後1年以上継続して市内に住所を有する者

に限る。)をいう。

(計画書等の提出)

第3条 工場等を新設又は増設を行おうとする者(以下「新設者等」という。)は、この条例の規定による奨励措置を受けようとするときは、事業に係る計画書その他規則で定める書類を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(便宜の供与)

第4条 市長は、新設者等に対し、用地の選定、資金の調達、労務の充足、販路の開拓その他工場等の新設又は増設に必要な事項につき援助、協力することができる。

(奨励措置)

第5条 市長は、第6条の規定により奨励措置の適用を指定した新設者等(以下「適用事業所」という。)に対し、次の各号に掲げる奨励措置を講ずることができる。

- (1) 投下固定資産に係る固定資産税の課税免除
- (2) 土地・建物借上助成金の交付
- (3) 設備投資助成金の交付
- (4) 機械設備リース助成金の交付
- (5) 使用料助成金の交付
- (6) 雇用促進助成金の交付

(指定)

第6条 市長は、前条に規定する奨励措置の適用に当たっては、当該新設者等の申請に基づく工場等の新設又は増設に係る工事が完成し、かつ、次条に掲げる基準を充たしていることを確認した後、指定を行うものとする。

(指定の基準)

第7条 前条の規定による指定は、工場等の新設又は増設に係る投下固定資産の取得価格が1,000万円を超え、かつ、新設の場合、当該新設の操業時における常時雇用従業員の数が5人以上であるもの。

(指定の申請)

第8条 前条の規定による指定を受けようとする事業者は、新設又は増設に係る工場等の操業日後1月以内に、市長に対し指定の申請をしなければならない。

(固定資産税の課税免除)

第9条 第5条に規定する固定資産税の課税を免除する期間は、第6条の指定後における最初の固定資産税が課税される年度から5年間とする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、適用事業所に対し、第5条に規定する助成金を予算の範囲内で交付することができる。

(奨励措置の承継)

第11条 この条例の対象となる事業を承継した者が、当該事業を継続する場合に限り、市長の承認を受けて奨励措置の適用を承継することができる。

(指定の取消し)

第12条 市長は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 当該事業を廃止し、又は休止したとき若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(2) 第7条に定める指定の基準に該当しなくなったとき。

(3) 市税を滞納したとき。

2 市長は、偽りその他不正の行為により奨励措置の指定を受けた者に対しては、その指定を取り消すものとし、当該行為により免れた固定資産税については、課税すべき年度の税率によって賦課徴収し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、にかほ市工業振興条例(平成21年12月25日条例30号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。